

沖縄振興計画（抜粋）

第4章 圏域別振興の方向

2 中部圏域

【振興の基本方向】

本地域においては、普天間飛行場等駐留軍用地跡地の再開発を契機として、都市機能の再編・整備を行い、那覇市から石川市間において、活力と潤いのある連たんした都市圏形成を推進する。

与勝半島から具志川市、石川市など、金武湾に面した東海岸地域では、研究開発、交流体験等を含め、健康長寿をテーマとした地域の振興を図る。

具志川市から沖縄市にかけての東海岸地域においては、中核的な都市として、広域商業、文化、交通結節等の高次都市機能の整備を進める。また、中城湾港新港地区では、特別自由貿易地域を中心に加工交易型産業等の集積を図り、泡瀬地区では国際交流リゾート拠点等の形成を推進する。

宜野湾市から読谷村にかけての西海岸地域においては、コンベンション支援機能及び都市型リゾート施設等の整備を促進し、観光・リゾート産業の振興を図るとともに、沖縄西海岸道路等の整備により交通アクセスの利便性を高める。

北中城村から中城村、西原町にいたる地域においては、歴史・文化の体験や県民行楽の場としての整備を図るとともに、良好な居住環境を充実強化する。また、陸上交通の円滑化を図るため、本島東西間を結ぶ道路等の整備を推進する。

広大な米軍施設・区域については、引き続き整理・縮小に取り組むとともに、それぞれの地域特性を生かした駐留軍用地跡地の有効利用を促進する。

(2) 普天間飛行場等駐留軍用地跡地の利用促進

SACO最終報告等に示された返還予定施設である普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、読谷補助飛行場等の跡地利用を促進する。

普天間飛行場については、約480haという広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、周辺都市地域と近接していることから、その開発が沖縄の振興に与える影響は大きい。

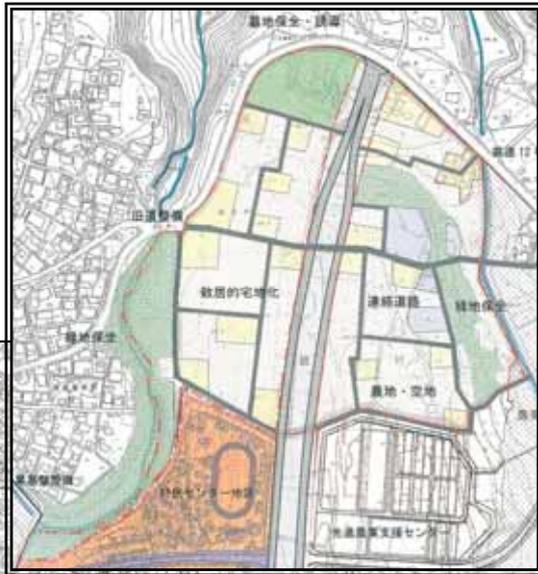
このため、跡地利用に当たっては、中南部都市圏における位置づけや、周辺市街地整備などに留意し、沖縄の振興をリードする高次都市機能の導入や基幹道路の整備等、総合的かつ計画的に進める。

また、都市的利用が想定されるキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧等の駐留軍用地跡地については、良好な住宅地や生活関連施設、行政サービス施設等の整備を進め、併せて地域商業の活性化を図り、職住近接のまちづくりを進める。

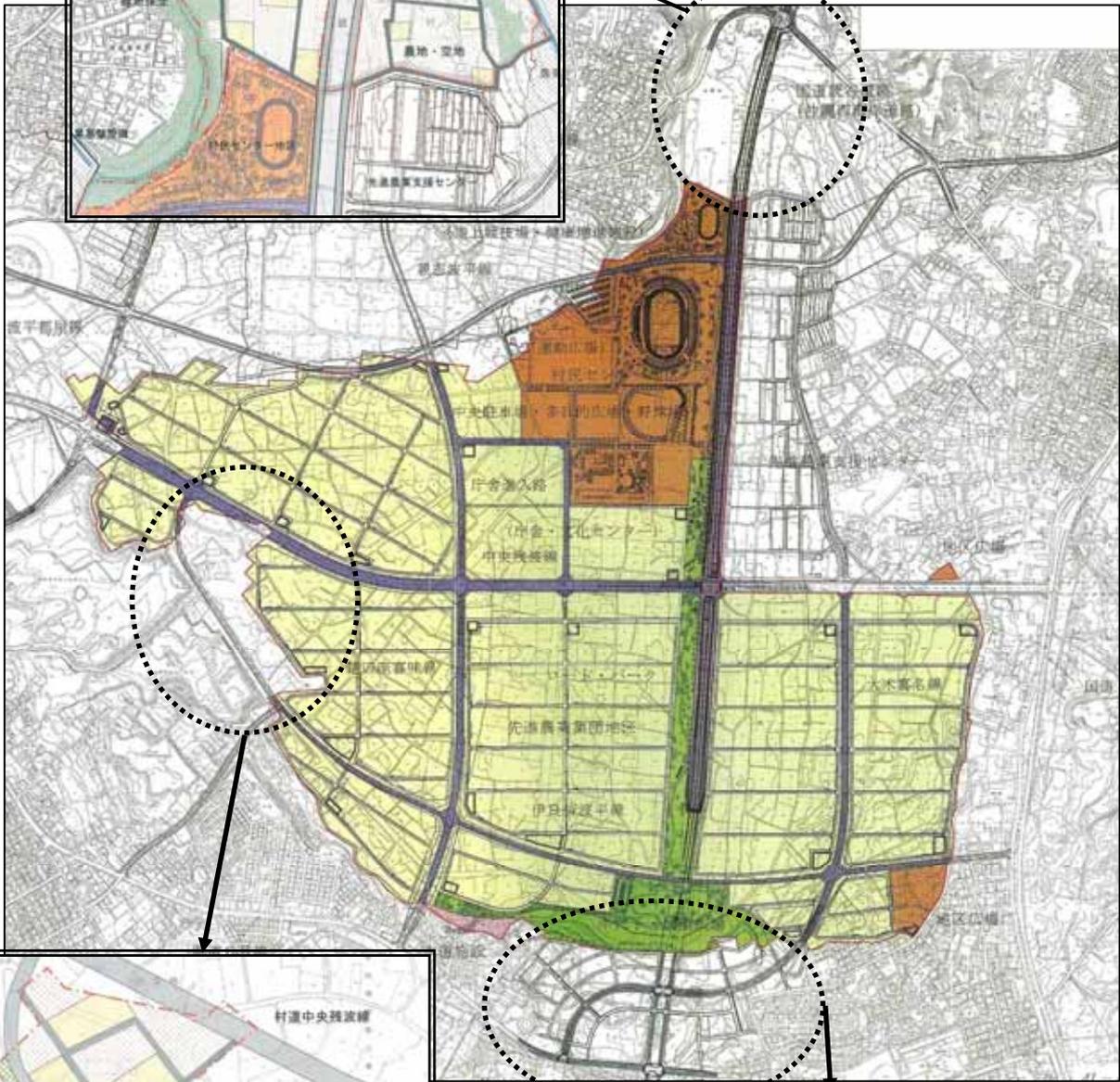
さらに、読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設の駐留軍用地跡地については、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊かな田園空間の形成を図る。

各区域の跡地利用に向けた取組

区域名 (面積、所在地)	跡地利用に向けた主な取組	跡地利用の方向
読谷補助飛行場 (191ha、読谷村)	<ul style="list-style-type: none"> ・「跡地利用実施計画」策定(H17.3) ・国有地部分と嘉手納弾薬庫内の村有地を等価交換済 ・村有地部分は土地改良事業を予定(21年度～) ・民有地部分の跡地利用を検討中。 	<p>主に農業的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に先進農業集団地区として利用。 ・村民センター地区に、文化・スポーツ・行政機能を集積
楚辺通信所 (53ha、読谷村)	<ul style="list-style-type: none"> ・「読谷村跡地利用基本構想」策定(H12.3) ・上記基本構想を検証し、H17年度に跡地利用基本方針を検討、H18年度に跡地利用基本計画策定 ・基本計画に沿って事業実施に向け取組中 	<p>農業的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に農地として利用 ・旧集落地区は宅地利用
瀬名波通信施設 (61ha、読谷村)	<ul style="list-style-type: none"> ・「読谷村跡地利用基本構想」策定(H12.3) ・平成19年度に「基本方針」策定 ・「基本方針」に沿って地権者合意形成等に取り組中 	<p>農業的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に農地として利用 ・旧集落地区は宅地利用



読谷補助飛行場民有地部分
跡地利用基礎調査
(平成19年3月)



読谷補助飛行場跡地利用実施計画
(平成17年3月)



読谷補助飛行場民有地部分跡地利用基礎調査
(平成19年3月)



大木地区区画整理事業調査(その3)(平成19年3月)